

◎横浜市高舟台小学校 P T A 慶弔規程

制 定 昭和 5 7 年 2 月 1 2 日

最近改正 平成 2 1 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立高舟台小学校 P T A 会員 (以下「会員」という。)の相互の親睦を図るために、会員及び家族の慶弔に対して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この規程の対象は次の各号に該当する者とする。

- (1) 本校に在籍する児童
- (2) 前号の父母または保護者及び教職員
- (3) 役員、会計監査及び運営委員並びに本校の教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子

(会員及び児童に対する慶弔見舞金等)

第 3 条 会員及び児童で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表わす。

- (1) 会員及び児童の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円

(役員、会計監査及び運営会員に対する慶弔見舞金等)

第 4 条 役員、会計監査及び運営委員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

- (1) 役員及び運営委員の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 役員及び運営委員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡 1 0 0 0 0 円
- (3) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円

(教職員に対する慶弔見舞金等)

第 5 条 本校の教職員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

- (1) 教職員の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡 1 0 0 0 0 円
- (3) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円
- (4) 教職員の転出、退職 花束(3 0 0 0 円相当)

(特別事項の措置)

第6条 前各条項に定められた事項も含め特別の場合は、役員会で協議のうえ運営委員会の承認を得る

(支出財源)

第7条 本規程の経費はP T A会費より支出する。

(改正)

第8条 本規程の改正は運営委員会において出席者の過半数の同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

本規程は昭和57年2月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成元年4月28日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成2年2月16日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成10年4月20日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成14年2月14日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成18年2月20日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成21年5月1日から一部改正し実施する。